

## システム登録前の確認事項

**ガイドライン要件の遵守（自己申告）** 「薬剤師臨床研修ガイドライン」に基づき、以下の要件を満たしていることを確認してください。

ガイドラインの必須研修項目は、全て（在宅訪問・地域連携は満たせなくとも可）満たしている。

卒後研修管理委員会を設置している。

研修プログラムを登録・公表している。

指導薬剤師を登録・公表している。

病院の指導薬剤師は以下の条件を満たしている。

① 病院における臨床経験が 5 年以上で、かつ、2 年以上の薬学部学生又は薬剤師レジデントの指導経験を持つ者

② 本ガイドラインに則した臨床研修の指導薬剤師の養成に係る講習会や同ワークショップなどを受講した者

→ 日病薬主催「令和 7 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」薬剤師臨床研修の指導薬剤師育成に係る e-ラーニング講習会

③ 薬剤師認定制度認証機構が認証する認定薬剤師や学会等が認定する認定・専門薬剤師等の資格を持つ者

### 【誓約事項】

施設基本情報に入力された都道府県の病院薬剤師会へ施設登録情報が共有されます。

※地域連携および状況把握のため、貴施設の基本情報を所属する都道府県病院薬剤師会が閲覧する場合があります。（入力された研修生の個人情報は開示されません）

日本病院薬剤師会のホームページに施設登録情報が掲載されます。